## 「利用に係る基本条件」

## (新規就農者向けの農作業スペースを目的とした花き集出荷施設の貸付事業)

この共通仕様書は、新規就農者向けの農作業スペースを目的とした花き集出荷施設の貸付事業の公募に関する事項に付随する基本条件について定めるものです。

## 1 利用の条件

- (1)貸付場所の設置、維持管理費、移転等の一切の費用は、利用者の負担とする。
- (2) 水道、電気コンセントを利用する場合は、節電、節約に努めること。
- (3) 水道、電気コンセントは、集出荷の調整作業のみの使用とし、潅水等に使用してはならない。
- (4) 施設内の照明を使用しないこと。
- (5) 他利用者とも協調を図り、トラブルがないように利用すること。
- (6) 花き交換会等のイベントが開催される場合は、イベントの迷惑にならないように貸付場所をきれいに維持しておき、必要に応じて、一時的に立ち入りができない可能性があることを理解しておくこと。
- (7) 利用スペースの移動や一時的な利用スペースからの撤去について、市の求めに応じること。
- (8) 敷地内で発生した事故及び盗難による被害は自己責任とする。
- (9) 施設利用にあたり、知り得た情報は厳に秘密を保持し、第三者に開示又は漏洩したりしてはならない。
- (10) 施設の利用にあたり、管理者である農業者トレーニングセンターの指示に従うこと。
- (11) 敷地内は全面禁煙とする。

## 2 維持管理

- (1) 利用者は、利用スペースにかかる全ての維持管理をその責任において行うこと。
- (2) 利用者は、貸付料の他に公益社団法人全国市有物件災害共済会建物総合損害共済の共済基金分担金(金額65円)を負担する。
- (3) 電気コンセント、水道を使用する場合は、貸付料の他に実費負担として以下の金額を徴収する。

水道を使用する場合 月額500円 電気コンセントを使用する場合 月額500円

- (4)全ての利用者は、月に一回利用スペース周辺を含めて清掃活動を行うこと。
- (5) その他、必要に応じ、協議が必要な場合には、市と協議を行うこと。